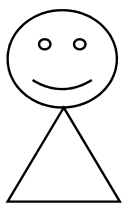


# 今回の参議院比例代表選挙から、「特定枠制度」が導入されます

政党その他の政治団体は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を、その他の候補者とする者（その他の名簿登載者）の氏名と区分して当該参議院名簿に記載することができる、いわゆる「特定枠制度」が導入されました。

## 今までの制度



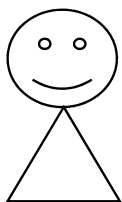
候補者個人または  
政党に投票

〇〇党の候補者（名簿登載者）  
（当選人の枠を3人と仮定した場合）

- ●●さん：50票
- ◆◆ ◆◆さん：20票
- △△ △△さん：30票
- ★★ ★★さん：10票

- 候補者の中から誰が当選するかは、候補者個人の得票の多さで決まります。  
⇒〇〇党の当選人は、  
●●さんと△△さんと◆◆です。
- 政党等は、当選の順番を決めることはできません。

## 新しい制度 （特定枠制度）



候補者個人または  
政党に投票

〇〇党の候補者（名簿登載者）  
（当選人の枠を3人と仮定した場合）

- ●●さん：50票
- ◆◆ ◆◆さん：20票
- △△ △△さん：30票

- 優先的に当選させる人
- 1 ★★ ★★さん：10票
  - 2 □□ □□さん：30票

- 政党等は、候補者の中から優先的に当選させる人を決めることができます。  
（★★さんと□□さん）
- 当選の順番は、  
①優先的に当選させる人として名簿に記載された人  
②その他の名簿登載者の中から票が多い人  
となります。  
⇒〇〇党の当選人は、  
優先的に当選となる★★さんと□□さん、その他  
の名簿登載者の中で票が多い●●さんです。  
〇〇党の投票としてみなされます。